

令和3年1月14日

## 緊急事態措置の実施に伴う県民・事業者に対する要請について

区域: 県内全域

期間: 令和3年1月14日(木曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで  
ただし、(2)①の飲食店等に対する要請については、

令和3年1月16日(土曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで

緊急事態措置の内容: 以下のとおり

### (1) 県民への要請等

#### ① 外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

生活や健康の維持に必要な場合※を除いた、不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料、医療品、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など

#### ② 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。

#### ③ その際、国の専門家会議等で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる『5つの場面』」等を参考にすること。

### (2) 事業者への要請等

#### ① 特措法に基づく要請(特措法第24条第9項)

期間: 令和3年1月16日(土曜日)0時から2月7日(日曜日)24時まで  
対象)・飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

内容)・営業時間を5時から20時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5~20時までの間である施設(店舗)は対象外)

- ・酒類提供時間を11時から19時までとすること。
- ・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。

**【協力金の支給について】**

- 営業時間短縮に協力した事業所には協力金を支給する。
- 申請方法、必要書類については、別途発表する予定。

② ①以外の施設への働きかけ

対象)・劇場、観覧場、映画館又は演芸場

- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・物品販売業を営む店舗(1,000 m<sup>2</sup>超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)
- ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
- ・運動施設、遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食営業の許可を受けていない施設
- ・サービス業を営む店舗(1,000 m<sup>2</sup>超。生活必需サービスを除く。)

内容)・営業時間を5時から20時まで、酒類の提供を11時から19時までとすること。

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公会堂(第5号)、展示場(第6号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場(第9号)及び博物

館、美術館又は図書館(第10号)については、人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること。

・業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底すること。

### (3) 職場への出勤等

- ・「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・職場においては、感染防止のための取組み※を行い「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
- ・職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

### (4) 学校等の取り扱い

- ・授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起の徹底を要請する。

### (5) 催物(イベント等)の開催制限の要請(特措法第24条第9項)

- ・屋内、屋外ともに 5,000 人以下とすること。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては、身体的距離を十分に確保すること(できるだけ2m)。
- ・催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCoA)について、周知するこ

と。

※上記の上限人数の基準は、令和3年1月14日以降に、新規で販売される入場券等に適用する。

(6) 県主催イベント及び県有施設の対応について

① 県主催イベント

上記(5)と同様の取り扱いとする。

② 県有施設

上記(2)②と同様の取り扱いとする。

なお、上記①及び②の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。